

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

| | |
|---------|---------------------------------|
| 化学品の名称 | ラビデン 3 S |
| 会社 | 日本曹達株式会社 |
| 住所 | 〒100-7010 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 |
| 担当部門 | 農業化学品事業部普及部 |
| 電話番号 | 03-4212-9655 |
| FAX 番号 | 03-4212-9676 |
| 緊急連絡先情報 | 農業化学品事業部普及部 |
| 電話番号 | 03-4212-9655 |
| SDS 作成日 | 1995 年 02 月 03 日 |
| 改訂日 | 2024 年 12 月 10 日 (15 版) |
| 推奨用途 | 農薬 |
| 使用上の制限 | 推奨用途以外への使用は禁止する |

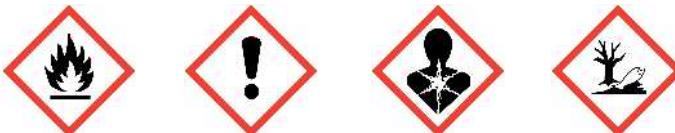
2. 危険有害性の要約

GHS 分類

| | | |
|--------|-------------------------|---------------------|
| 物理的危険性 | 引火性液体 | 区分 2 |
| 健康有害性 | 急性毒性 (吸入 : 粉じん、ミスト) | 区分 4 |
| | 生殖毒性 | 区分 2 |
| | 生殖毒性 (授乳に対する又は授乳を介した影響) | 追加区分 |
| | 特定標的臓器毒性 (単回ばく露) | 区分 1 (中枢神経系, 全身毒性) |
| | 特定標的臓器毒性 (単回ばく露) | 区分 3 (気道刺激性) |
| | 特定標的臓器毒性 (反復ばく露) | 区分 1 (血液系) |
| | 特定標的臓器毒性 (反復ばく露) | 区分 2 (呼吸器系, 肝臓, 脾臓) |
| 環境有害性 | 水生環境有害性 短期 (急性) | 区分 3 |
| | 水生環境有害性 長期 (慢性) | 区分 2 |

ラベル要素

絵表示 (GHS JP)



注意喚起語 (GHS JP)

: 危険

危険有害性 (GHS JP)

: 引火性の高い液体及び蒸気
吸入すると有害
呼吸器への刺激のおそれ
生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い
授乳中の子に害を及ぼすおそれ
臓器の障害 (中枢神経系、全身毒性)

管理番号 : N3-5577300

長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害（血液系）

長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ（呼吸器系、肝臓、脾臓）

水生生物に有害

長期継続的影響によって水生生物に毒性

注意書き (GHS JP)

安全対策

- : 使用前に取扱説明書を入手すること。
- 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざげること。禁煙。
- 容器を密閉しておくこと。
- 容器を接地しアースをとること。
- 防爆型の電気機器/換気装置/照明機器を使用すること。
- 火花を発生させない工具を使用すること。
- 静電気放電に対する措置を講ずること。
- ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
- 妊娠中及び授乳期中は接触を避けること。
- 取扱い後は手、前腕および顔をよく洗うこと。
- この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
- 屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。
- 環境への放出を避けること。
- 適切な保護手袋/保護眼鏡/保護面を着用すること。

応急措置

- : 皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。
- 皮膚を水で洗うこと。
- 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。
- ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当を受けること。
- 気分が悪いときは医師に連絡すること。
- 気分が悪いときは、医師の診察／手当を受けること。
- 火災の場合：消火するために霧状の水、粉末消火剤、耐アルコール性泡消火剤、炭酸ガス消火剤を使用すること。
- 漏出物を回収すること。

保管

- : 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。
- 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。
- 施錠して保管すること。

廃棄

- : 内容物/容器を国際/国/都道府県/市町村の規則に従って廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 混合物

| 化学名 | 濃度 (%) | 化学式 | 官報公示整理番号 | | CAS 番号 |
|-------------------------|--------|---|--------------------|----------------------|------------|
| | | | 化審法番号 | 安衛法番号 | |
| スルホコハク酸ジ-2-エチルヘキシルナトリウム | 1.4 | C ₂₀ H ₃₇ NaO ₇ S | (2)-1620, (2)-1623 | 2-(4)-384, 2-(4)-692 | 577-11-7 |
| ポリオキシエチレンアルキルエーテル | 8.0 | C _x H _y (OC ₂ H ₄) _n OH | (7)-97 | なし(公表化学物質扱い) | 69013-19-0 |
| P O E 脂肪酸エステル | 3.0 | - | - | - | 56449-46-8 |
| 2-プロパノール | 55.3 | C ₃ H ₈ O | (2)-207 | 2-(8)-319 | 67-63-0 |

| | | | | | |
|-------------------------------|-------------|------------|--------------|------------------|--------------------------|
| イソステアリン酸 (C 10 ~ 16) アルコール | 2.0 0.96 | - CxHy0 | (2)-608 - | 既存化学物質 12-892 | 30399-84-9 67762-41-8 |
|-------------------------------|-------------|------------|--------------|------------------|--------------------------|

《その他》

| | |
|---------|--------------|
| CAS No. | 企業秘密のため記載せず。 |
| 含有量 | 残分 |
| 化審法 | 適用外又は既存化学物質 |
| 安衛法 | 適用外又は既存化学物質 |

4. 応急措置

応急措置

吸入した場合

- : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
気分が悪いときは、医師の診察／手当を受けること。

皮膚に付着した場合

- : 汚染された衣類を直ちに全て脱ぐこと。
多量の水と石鹼で洗うこと。

眼に入った場合

- : 水で数分間注意深く洗うこと。
コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
眼の刺激が続く場合：医師の診察／手当を受けること。

飲み込んだ場合

- : 口をすすぐこと。
気分が悪いときは医師に連絡すること。
無理に吐かせないこと。

医師に対する特別な注意事項

その他の医学的アドバイスまたは治療

- : 対症的に治療すること。

5. 火災時の措置

適切な消火剤

- : 霧状の水、粉末消火剤、耐アルコール性泡消火剤、炭酸ガス消火剤

使ってはならない消火剤

- : 情報なし。

火災危険性

- : 燃焼によって有毒ガスを生成する。

消火方法

- : 火元への燃焼源を断ち、消火剤を使用して消火する。
消火作業は風上から行う。

周辺火災の場合、速やかに容器を安全な場所に移す。

移動できない場合、容器に放水し、冷却する。

消防を行う者の保護

- : 燃焼により毒性・有害性ガスを発生するので、自給式呼吸器を含む消火保護具を着用のこと。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置

一般的措置

- : 作業の際は、保護具を着用する。保護具については「8. ばく露防止及び保護措置」を参照のこと。
- 人を退避させ、飛散・漏出した周辺にロープを張り、「立入禁止」及び「火気厳禁」の措置を行う。
- 十分な換気を確保する。
- 風上から近づく。
- 眼、皮膚、衣類につけないこと。
- ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。

環境に対する注意事項

環境に対する注意事項

- : 排水溝または水路への侵入を防ぐ。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

封じ込め方法

- : ウエス、スコップ等ができるだけ空容器に回収する。必要なら砂等をまいてできるだけ回収する。
- 漏出物が河川・用水路に流れないように注意する。

二次災害の防止策

- : 火花を発生させない工具を使用すること。
- 炎や火花の禁止。発火源をすべて断つ。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

- : 「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
- 作業の際は、保護具を着用する。保護具については「8. ばく露防止及び保護措置」を参照のこと。
- 取扱い後はよく手、顔を洗うこと。
- 皮膚、目、あるいは衣服との接触を避ける。
- ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
- 容器を接地しアースを取ること。
- 防爆型の電気機器/換気装置/照明機器を使用すること。
- 火花を発生させない工具を使用すること。
- 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
- この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
- 屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。

接触回避

- : 「10. 安定性及び反応性」を参照のこと。

保管

安全な保管条件

- : 火気厳禁。
- 熱／火花／裸火／高温のもののような着火源から遠ざけること。
- 酸化性物質や有機過酸化物などと同一の場所で保管しない。
- 子供の手の届かないところに置くこと。
- 施錠して保管すること。

安全な容器包装材料

- : 情報なし。

8. ばく露防止及び保護措置

| 2-プロパノール (67-63-0) | |
|---------------------------|----------------------------------|
| 日本 - ばく露限界値 (日本産業衛生学会) | |
| 現地名 | イソプロピルアルコール # Isopropyl alcohol |
| 許容濃度 上限 | 980 mg/m ³ 400 ppm |
| 規則参照 | 許容濃度等の勧告 (2023 年度) 産衛誌 65 卷 |
| 日本 - ばく露限界値 (管理濃度(厚生労働省)) | |
| 現地名 | 2-プロパノール # 2-Propanol |
| 管理濃度 | 200 ppm |
| 規則参照 | 作業環境評価基準 平成 29 年度版 |

設備対策 : 屋内使用の場合、局所排気装置を設置する、取扱い場所の近くに、シャワー・洗眼器を設置する。

保護具

| | |
|------------|---------------------|
| 呼吸用保護具 | : 有機ガス用防毒マスク |
| 手の保護具 | : ゴム・塩ビ等の不浸透性手袋 |
| 眼の保護具 | : ゴーグル |
| 皮膚及び身体の保護具 | : 材質を特定しないが、長袖・長ズボン |

9. 物理的及び化学的性質

| | |
|--------------------------|-------------------|
| 物理状態 | : 液体 |
| 色 | : 淡黄色 |
| 臭い | : データなし |
| pH | : 4.5 (20%水 20°C) |
| 融点 | : データなし |
| 凝固点 | : データなし |
| 沸点 | : データなし |
| 引火点 | : 22 °C (タグ密閉式) |
| 自然発火点 | : データなし |
| 分解温度 | : データなし |
| 可燃性 | : データなし |
| 蒸気圧 | : データなし |
| 相対密度 | : 0.88 (20/4°C) |
| 密度 | : データなし |
| 相対ガス密度 | : データなし |
| 溶解度 | : データなし |
| n-オクタノール/水分配係数 (Log Pow) | : データなし |
| 爆発限界 (vol %) | : データなし |
| 動粘性率 | : データなし |
| 粒子特性 | : データなし |

10. 安定性及び反応性

| | |
|------------|--------------------------------------|
| 反応性 | : 情報なし。 |
| 化学的安定性 | : 通常の取扱い条件下では安定である。 |
| 危険有害反応可能性 | : 情報なし。 |
| 避けるべき条件 | : 直射日光。熱。高温。 |
| 混触危険物質 | : 強力な酸化剤から離して保管する。 |
| 危険有害な分解生成物 | : 燃焼によって次のものを生成する：一酸化炭素。二酸化炭素。硫黄酸化物。 |

11. 有害性情報

| | |
|----------|---|
| 急性毒性（経口） | : 区分に該当しない |
| 急性毒性（経皮） | : 区分に該当しない |
| 急性毒性（吸入） | : 区分に該当しない(分類対象外) (気体) 区分に該当しない(分類対象外) (蒸気) 吸入すると有害 |
| | |

ラビデン 3 S

| | |
|---------------------------|---------------------------------|
| LD50 経口 ラット | > 5000 mg/kg |
| LD50 経口 | > 5000 mg/kg (マウス) |
| LD50 経皮 ラット | > 2000 mg/kg |
| LC50 吸入 - ラット (粉じん / ミスト) | 3.3 mg/1/4h (♀)、3.8mg/1/4hr (♂) |

スルホコハク酸ジ-2-エチルヘキシルナトリウム (577-11-7)

| | |
|---------|-------------|
| LD50 経口 | 3080 mg/kg |
| LD50 経皮 | 10000 mg/kg |

2-プロパノール (67-63-0)

| | |
|---------|-------------|
| LD50 経口 | 4384 mg/kg |
| LD50 経皮 | 12870 mg/kg |

(C10～16) アルコール (67762-41-8)

| | |
|---------|-------------|
| LD50 経口 | 10000 mg/kg |
| LD50 経皮 | 11300 mg/kg |

皮膚腐食性/皮膚刺激性 : 区分に該当しない
弱い刺激 (ウサギ)

ラビデン 3 S

| | |
|----|-----------------|
| pH | 4.5 (20%水 20°C) |
|----|-----------------|

スルホコハク酸ジ-2-エチルヘキシルナトリウム (577-11-7)

| | |
|-----------|---|
| 皮膚腐食性/刺激性 | ウサギに 0.5 mL を閉塞適用した試験で、非損傷皮膚の 24 時間後のスコア値が 2.33 (紅斑)、2.5 (浮腫)、72 時間後のコア値が 1.66 (紅斑)、1.6 (浮腫) で壞死および非可逆的な変化は見られなかったとの記述 (IUCLID (2000)) から、区分 2 とした。 |
|-----------|---|

2-プロパノール (67-63-0)

| | |
|-----------|--|
| 皮膚腐食性／刺激性 | EHC 103 (1990) 、PATTY (6th, 2012) 、ECETOC TR66 (1995) のウサギ皮膚刺激性試験では、刺激性なし又は軽度の刺激性の報告があるが、EHC 103 (1990) のヒトでのボランティア及びアルコール中毒患者の治療のため皮膚適用した試験では刺激性を示さないとの報告から、軽微ないし軽度の刺激性があると考えられ、JIS 分類基準の区分外 (国連分類基準の区分 3) とした。 |
|-----------|--|

(C 10～16) アルコール (67762-41-8)

| | |
|-----------|--|
| 皮膚腐食性／刺激性 | ウサギの OECD TG 404 に準拠した皮膚腐食性試験で、72 時間後の紅斑と浮腫の平均スコアは、0.3、0.2 であり、7 日以内に消失した (SIDS (2007)) との報告があることから、区分外とした。 |
|-----------|--|

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 : 区分に該当しない
中程度の刺激性 (ウサギ)

ラビデン 3 S

| | |
|----|-----------------|
| pH | 4.5 (20%水 20°C) |
|----|-----------------|

スルホカク酸ジ-2-エチルヘキシルナトリウム (577-11-7)

| | |
|-----------------|--|
| 眼に対する重篤な損傷性/刺激性 | ウサギに 100 mg 適用した試験で、壊死および非可逆的な変化は見られず、刺激性 (irritating) を示したの記述 (IUCLID (2000)) 、ウサギに 250 μg 適用した試験で、軽度の刺激性 (Mild irritation) の記述 (HPVIS (2009)) から、区分 2 とした。 |
|-----------------|--|

2-プロパノール (67-63-0)

| | |
|-----------------|--|
| 眼に対する重篤な損傷性/刺激性 | EHC (1990) 、SIDS (2002) 、PATTY (6th, 2012) 、ECETOC TR48 (1998) のウサギでの眼刺激性試験では、軽度から重度の刺激性の報告があるとの記述があるが、重篤な損傷性は記載されていないことから、区分 2 とした。 |
|-----------------|--|

(C 10～16) アルコール (67762-41-8)

| | |
|-----------------|---|
| 眼に対する重篤な損傷性/刺激性 | ウサギを用いた眼刺激性試験における、1, 24, 48、72 時間後の平均スコアはそれぞれ、0.0/110、0. 0/110、0.0/110、0.0/110 であり、眼刺激性はみられていないことから (SIDS (2007)) 、区分外とした。 |
|-----------------|---|

呼吸器感作性 : 分類できない
皮膚感作性 : 区分に該当しない
感作性なし (モルモット)

スルホカク酸ジ-2-エチルヘキシルナトリウム (577-11-7)

| | |
|--------|--------|
| 呼吸器感作性 | データなし。 |
| 皮膚感作性 | データなし。 |

2-プロパノール (67-63-0)

| | |
|--------|-----------------|
| 呼吸器感作性 | データ不足のため分類できない。 |
| 皮膚感作性 | データ不足のため分類できない。 |

(C 10～16) アルコール (67762-41-8)

| | |
|--------|---|
| 呼吸器感作性 | データ不足のため分類できない。 |
| 皮膚感作性 | モルモットを用いたマキシマイゼーション試験 2 件でいずれも陰性であったと報告されていることから (SIDS (2007)) 区分外とした。 |

生殖細胞変異原性 : 分類できない

スルホコハク酸ジ-2-エチルヘキシルナトリウム (577-11-7)

生殖細胞変異原性

in vivo 試験のデータがなく分類できない。なお、in vitro の試験では、エーモス試験で陰性 (USEPA/HPV (2001))、CHO 細胞を用いた染色体異常試験で陽性および陰性 (USEPA/HPV (2011)) の報告がある。

2-プロパノール (67-63-0)

生殖細胞変異原性

データ不足のため分類できない。すなわち、in vivo では、体細胞変異原性試験であるマウスの骨髄細胞を用いる小核試験 (SIDS (2002))、ラットの骨髄細胞を用いる染色体異常試験 (EHC 103 (1990)) で陰性の結果が報告されている。in vitro では、染色体異常試験のデータではなく、細菌を用いる復帰突然変異試験 (SIDS (2002)、EHC 103 (1990))、哺乳類培養細胞を用いる hgprt 遺伝子突然変異試験 (SIDS (2002)) で陰性である。なお、IARC 71 (1999)、環境省リスク評価第 6 卷 (2008) では変異原性なしと記載している。分類ガイドラインの改訂により区分を変更した。

(C 10 ~ 16) アルコール (67762-41-8)

生殖細胞変異原性

データ不足のため分類できない。すなわち、in vivo データはなく、in vitro では細菌の復帰突然変異試験で陰性である (IUCLID (2000))。なお、SIDS (2007) では、本物質は「Long Chain Alcohols」カテゴリーとして評価しており、変異原性なしと記載している。

発がん性

: 分類できない

スルホコハク酸ジ-2-エチルヘキシルナトリウム (577-11-7)

発がん性

データなし。

2-プロパノール (67-63-0)

発がん性

IARC 71 (1999) でグループ 3、ACGIH (7th, 2001) で A4 に分類されていることから、分類できないとした。分類ガイドラインの改訂により区分を変更した。

(C 10 ~ 16) アルコール (67762-41-8)

発がん性

データ不足のため分類できない。当該 CAS の情報はない。

生殖毒性

: 生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い
授乳中の子に害を及ぼすおそれ

スルホコハク酸ジ-2-エチルヘキシルナトリウム (577-11-7)

生殖毒性

妊娠ラットの器官形成期に混餌投与した試験で、母獣に体重増加抑制が見られたばく露量で、吸収胚の増加および仔の外表奇形が有意に増加した (JECFA 723 (1991)) との記述から、区分 2 とした。また、ラットの混餌投与三世代試験 (0, 0.5, or 1.0% 混餌) で、当該物質の母乳への分泌で、仔の栄養障害が原因と考えられる体重増加抑制、生存率の減少が見られた (JECFA 723 (1991)) との報告から「追加区分：授乳に対するまたは授乳を介した影響」とした。

2-プロパノール (67-63-0)

生殖毒性

ラットの経口投与による 2 世代試験では生殖発生毒性は認められなかったとの記述がある (IARC 71 (1999)、EHC 103 (1990)) が、このデータの詳細は明らかではない。比較的新しいラットの経口投与による 2 世代試験では親動物に一般毒性影響（肝臓及び腎臓の組織変化を伴う重量増加）が認められる用量で、雄親動物に交尾率の低下、児動物には生後に体重の低値及び死亡率の増加が見られたと記述されている (PATTY (6th, 2012))、SIDS (2002))。雄親動物における交尾率の低下と新生児への有害影響は、親動物への一般毒性による二次的・非特異的な影響とは考えがたい。また、妊娠雌ラットに吸入暴露した発生毒性試験において、胎児には軽微な影響（体重低値、骨格変異）が見られたのみで、奇形の発生はなかったが、母動物毒性（不安定歩行、嗜眠、摂餌量及び体重増加量減少）がみられる用量で着床不全、全胚吸収など生殖毒性影響がみられている (PATTY (6th, 2012))。以上の結果、分類ガイダンスに従い区分 2 に分類した。

(C 10 ~ 16) アルコール (67762-41-8)

生殖毒性

データ不足のため分類できない。当該 CAS の情報はない。

特定標的臓器毒性(単回ばく露) : 臓器の障害（中枢神経系、全身毒性）
呼吸器への刺激のおそれ

スルホコハク酸ジ-2-エチルヘキシルナトリウム (577-11-7)

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

ラットの急性経口ばく露試験（用量：2820, 3560, 4480, 5040 mg/kg）で、3560 mg/kg 以上の投与群で死亡が見られ、死亡例のほとんどは、ばく露後 6-24 時間以内で見られた。毒性症状として平伏状態や嗜眠が認められ、死亡動物では消化管内に黄色の液体が観察されたが、生存動物の解剖では可視的な障害は見られなかったとの記述 (USEPA/HPV (2001)) がある。しかし上記の試験は、区分 2 のガイダンス値の上限を超えた高い用量で行なわれており、ガイダンス値内での投与量における影響が不明であることからデータ不足で「分類できない」とした。

2-プロパノール (67-63-0)

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

SIDS (2002)、EHC 103 (1990)、環境省リスク評価第 6 卷 (2005) の記述から、本物質はヒトで急性中毒として中枢神経抑制（嗜眠、昏睡、呼吸抑制など）、消化管への刺激性（吐き気、嘔吐）、血圧、体温低下、不整脈など循環器系への影響を含み、全身的に有害影響を生じる。また、吸入ばく露により鼻、喉への刺激性（咳、咽頭痛）を示す (EHC 103 (1990)、環境省リスク評価第 6 卷 (2005)) ことから、気道刺激性を有する。以上より、区分 1（中枢神経系、全身毒性）、及び区分 3（気道刺激性）に分類した。なお、旧分類では区分 1（腎臓）を採用したが、根拠となるデータは List 3 の情報源からのヒトの症例報告によるもので、原著は古く、List 1 及び 2 の複数の情報源では採用されておらず、標的臓器としての腎臓は不適切と判断し削除した。

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

臓器の障害（中枢神経系、全身毒性）
呼吸器への刺激のおそれ

(C 10 ~ 16) アルコール (67762-41-8)

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

ラットの経口投与試験 (2,000 mg/kg) において回復性の立毛、不活発、円背位、眼瞼痙攣がみられた (SIDS (2007))。またラットの経皮投与において回復性のある被刺激性の亢進がみられた。以上の結果から区分 3（麻酔作用）とした。

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

眠気又はめまいのおそれ

特定標的臓器毒性(反復ばく露) : 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害（血液系）
長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ（呼吸器系、肝臓、脾臓）

スルホコハク酸ジ-2-エチルヘキシルナトリウム (577-11-7)

| | |
|-----------------|--|
| 特定標的臓器毒性(反復ばく露) | ラットの 90 日間混餌投与試験 (1%混餌 (換算値 : 500 mg/kg/day)) で、死亡や異常行動はみられず、体重増加、摂餌量、血液学的検査、尿検査、病理学的検査においても、投与に関連した影響は見られなかったとの記述 (USEPA HPV (2001)) から、経口ばく露では区分外に相当するが、他の経路 (吸入、経皮) の毒性影響のデータがなく、データがなく分類できないとした。 |
|-----------------|--|

2-プロパノール (67-63-0)

| | |
|-----------------|---|
| 特定標的臓器毒性(反復ばく露) | ラットに本物質の蒸気を 4 ヶ月間吸入ばく露試験で、100 mg/m ³ (ガイダンス値換算濃度: 0.067 mg/L/6 hr) 以上で白血球数の減少が見られ、500 mg/m ³ (ガイダンス値換算濃度: 0.33 mg/L/6 hr) 群では呼吸器 (肺、気管支)、肝臓、脾臓に病理学的な影響が認められた (EHC 103 (1990)) との記述から、標的臓器は血液系、呼吸器、肝臓、脾臓であると判断し、血液は区分 1、呼吸器、肝臓、脾臓は区分 2 とした。なお、吸入又は経口経路による動物試験において、区分 2 のガイダンス値を上回る用量で、麻酔作用、血液系への影響がみられている (SIDS (2002)、PATTY (6th, 2012))。 |
| 特定標的臓器毒性(反復ばく露) | 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害（血液系） 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ（呼吸器系、肝臓、脾臓） |

(C 10～16) アルコール (67762-41-8)

| | |
|-----------------|--|
| 特定標的臓器毒性(反復ばく露) | ラットに 28 日間経口投与した試験において、区分 2 を上回る用量 (1,000 mg/kg/day: ガイダンス値換算: 311 mg/kg/day) で、血漿 ALT 及びアルカリホスファターゼの上昇が雌にみられたのみであった (SIDS (2007))。よって、経口経路では区分外相当であるが、他の経路による毒性情報がなく、データ不足のため分類できないとした。 |
|-----------------|--|

誤えん有害性

: 分類できない

スルホコハク酸ジ-2-エチルヘキシルナトリウム (577-11-7)

| | |
|--------|--------|
| 誤えん有害性 | データなし。 |
|--------|--------|

2-プロパノール (67-63-0)

| | |
|--------|---|
| 誤えん有害性 | データ不足のため分類できない。旧分類のデータが確認できることと、分類ガイダンスの変更により分類を見直した。 |
|--------|---|

(C 10～16) アルコール (67762-41-8)

| | |
|--------|-------------------------------|
| 誤えん有害性 | データ不足のため分類できない。当該 CAS の情報はない。 |
|--------|-------------------------------|

12. 環境影響情報

生態毒性

- 水生環境有害性 短期（急性） : 水生生物に有害
 水生環境有害性 長期（慢性） : 長期継続的影響によって水生生物に毒性

| ラビデン 3 S | |
|----------------|---------------------|
| LC50 - 魚 [1] | 13.4 mg/l (コイ、96hr) |
| EC50 - 甲殻類 [1] | 10.6 mg/l (48hr) |
| EbC50 (藻類) | 18.9 mg/l (72hr) |

スルホカハク酸ジ-2-エチルヘキシルナトリウム (577-11-7)

| | |
|----------------|-----------|
| LC50 - 魚 [1] | 68.2 mg/l |
| EC50 - 甲殻類 [1] | 19 mg/l |
| NOEC 甲殻類 慢性 | 7.03 mg/l |

(C10~16) アルコール (67762-41-8)

| | |
|----------------|------------|
| EC50 - 甲殻類 [1] | 0.23 mg/l |
| ErC50 藻類 | 0.1 mg/l |
| NOEC 藻類 慢性 | 0.058 mg/l |

残留性・分解性

| ラビデン 3 S | |
|----------|-------|
| 残留性・分解性 | データなし |

生体蓄積性

| ラビデン 3 S | |
|----------|-------|
| 生体蓄積性 | データなし |

土壤中の移動性

| ラビデン 3 S | |
|----------|-------|
| 土壤中の移動性 | データなし |

オゾン層への有害性

- オゾン層への有害性 : 分類できない
 オゾン層への影響 : モントリオール議定書に指定された物質を含有しない。
 その他の有害な影響 : 追加情報なし

13. 廃棄上の注意

- 残余廃棄物 : 内容物/容器を国際/国/都道府県/市町村の規則に従って廃棄すること。
 処理を外部に委託する場合は、都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

汚染容器及び包装

: 容器の内容物を完全に除去してから廃棄する。

14. 輸送上の注意

国際規制

| | |
|---------|---------------------------------------|
| 海上規制情報 | : IMO の規定に従う。 |
| 航空規制情報 | : ICAO/IATA の規定に従う。 |
| 国連番号 | : 1993 |
| 正式輸送品名 | : その他の引火性液体 (他の危険性を有しないもの) (2-プロパノール) |
| 容器等級 | : II |
| 輸送危険物分類 | : 3 |
| 国連分類 | : 3 |
| 海洋汚染物質 | : |



適用される

国内規制

| | |
|-------------|---|
| 海上規制情報 | : 船舶安全法の規定に従う。 |
| 航空規制情報 | : 航空法の規定に従う。 |
| 特別な輸送上の注意 | : 荷役中の取扱いは慎重丁寧に行い、転倒・落下・衝撃等により容器を傷め、内容物を飛散させてはならない。 輸送中は、直射日光や雨水の浸透を防止するため、被覆すると共に、容器を動搖、摩擦、転倒、落下が起こらないように積載・輸送する。 |
| その他の情報 | : 補足情報なし。 |
| 緊急時応急措置指針番号 | : 127 |

15. 適用法令

国内法令

| | |
|---------|--|
| 化審法 | : 優先評価化学物質 (法第 2 条第 5 項) アルカノール (C = 1 0 ~ 1 6) (C = 1 1 ~ 1 4 のいずれかを含むものに限る。) イソプロピルアルコール α-アルキル (C = 1 2 ~ 1 5) - ω-ヒドロキシポリ (オキシエチレン) (数平均分子量が 1, 0 0 0 未満のものに限る。) ナトリウム = 1, 4-ビス [(2-エチルヘキシル) オキシ] - 1, 4-ジオキソブタン - 2-スルホナート |
| 労働安全衛生法 | : 第 2 種有機溶剤等 (施行令別表第 6 の 2 ・ 有機溶剤中毒予防規則第 1 条第 1 項第 4 号) イソプロピルアルコール 作業環境評価基準 (法第 6 5 条の 2 第 1 項) イソプロピルアルコール 危険物・引火性の物 (施行令別表第 1 第 4 号) その他の引火点 0 ℃ 以上 3 0 ℃ 未満のもの 名称等を通知すべき危険物及び有害物 (法第 5 7 条の 2 第 1 項、施行令第 1 8 条の 2 第 1 号 ~ 第 2 号別表第 9) プロピルアルコール (政令番号 : 494) 名称等を表示すべき危険物及び有害物 (法第 5 7 条第 1 項、施行令 |

第 18 条第 1 号～第 2 号別表第 9)

プロピルアルコール

特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者（法第 66 条第 2 項、施行令第 22 条第 1 項）

イソプロピルアルコール

皮膚等障害化学物質等・皮膚刺激性有害物質（安衛則第 594 条の 2 第 1 項、令和 4 年 5 月 31 日基発 0531 第 9 号、令和 5 年 7 月 4 日基発 0704 第 1 号・5 該当物質の一覧）

ボリ（オキシエチレン）=アルキルエーテル（アルキル基の炭素数が 12 から 15 までのもの及びその混合物に限る。）

【改正後 令和 8 年 4 月 1 日以降】

名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第 57 条の 2 第 1 項、施行令第 18 条の 2 第 2 号～第 3 号、安衛則第 34 条の 2 別表第 2）

ナトリウム = 1,4-ビス [(2-エチルヘキシル) オキシ] -1,4-ジオキソブタン-2-スルホナート

【改正後 令和 8 年 4 月 1 日以降】

名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第 57 条第 1 項、施行令第 18 条第 2 号～第 3 号、安衛則第 30 条別表第 2）

ナトリウム = 1,4-ビス [(2-エチルヘキシル) オキシ] -1,4-ジオキソブタン-2-スルホナート

：非該当

：第 4 類引火性液体、第二石油類水溶性液体（法第 2 条第 7 項危険物別表第 1 ・ 第 4 類）

：引火性液体類（危規則第 2, 3 条危険物告示別表第 1）

：引火性液体（施行規則第 194 条危険物告示別表第 1）

：その他の危険物・引火性液体類（法第 21 条第 2 項、規則第 12 条、危険物の種類を定める告示別表）

：第 1 種指定化学物質（法第 2 条第 2 項、施行令第 1 条別表第 1）

ボリ（オキシエチレン）=アルキルエーテル（アルキル基の炭素数が 12 から 15 までのもの及びその混合物に限る。）（管理番号 : 407）(8.0%)

農薬取締法

：該当

16. その他の情報

記載内容は現時点での入手できた資料、情報データに基づいて作成していますが、含有量、物理化学的性質、危険・有害性等に関しては、いかなる保証をなすものではありません。又、注意事項は通常の取扱いを対象としたものなので、特殊な取扱いの場合には用途・用法に適した安全対策を実施の上、利用してください。

中毒したときの緊急連絡先

公益財団法人 日本中毒情報センター（事故に伴い急性中毒の恐れがある場合に限る）

中毒 110 番 365 日 24 時間対応

一般市民専用電話（情報料無料）

(大 阪) 072-727-2499 (つくば) 029-852-9999

医療機関専用有料電話(1 件 2000 円)

(大 阪) 072-726-9923 (つくば) 029-851-9999

医療機関の方が一般市民専用電話を使用された場合も、
情報料 1 件につき 2,000 円を徴収します。